認定就労訓練事業について

令和２年３月

栃木県保健福祉部保健福祉課

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

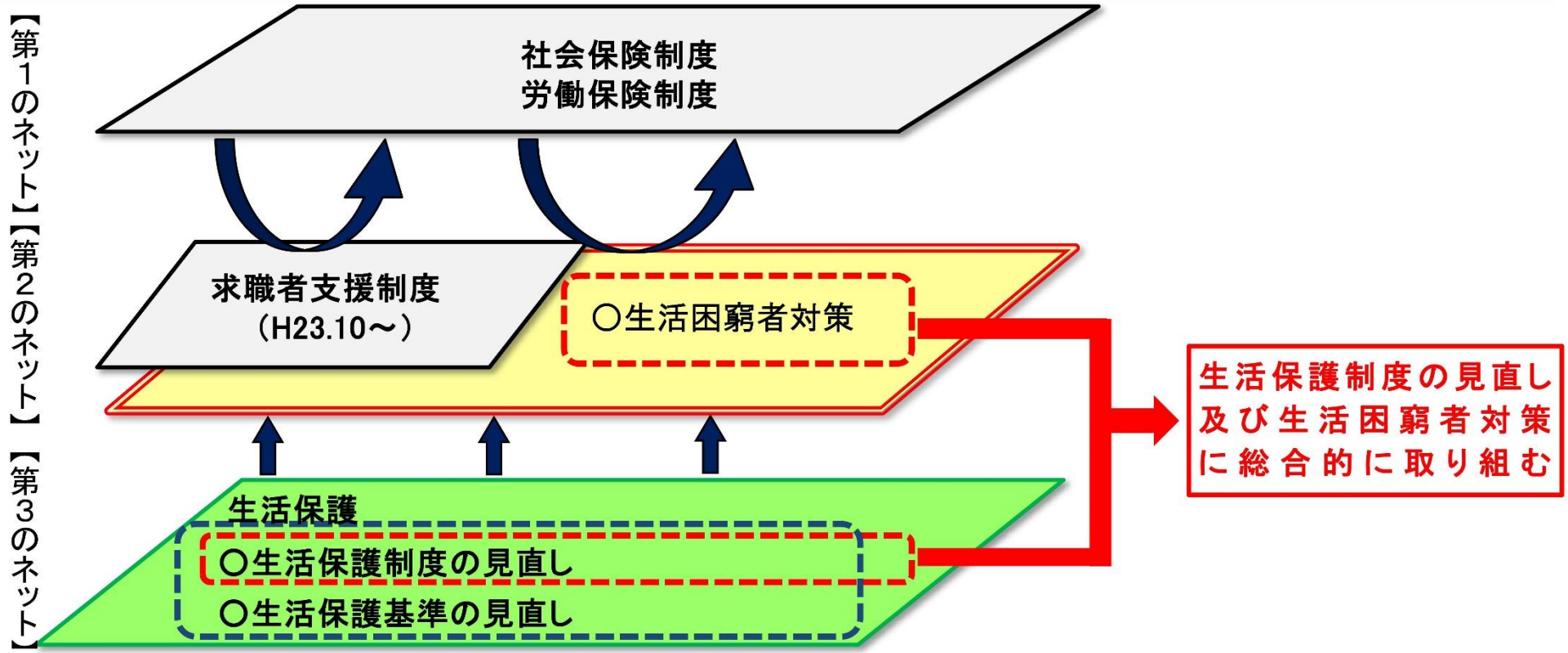

【社会保障制度改革推進法】（平成24年法律第64号） 抜粋

（生活保護制度の見直し）
附則第二条　政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。
一　不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
二　生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援制度の理念

H30改正法にて条文化

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

１．制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

２．制度のめざす目標

（１）生活困窮者の自立と尊厳の確保

・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

（２）生活困窮者支援を通じた地域づくり

・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。5

３．新しい生活困窮者支援のかたち

（１）包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
（２）個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
（３）早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
（４）継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
（５）分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

2

対象者の考え方について

※　平成25年12月10日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問１（抜粋）

問1　生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

（回答）

○　法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第２条第１項）である。（※ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。　）

○　その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。（※また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。）

○　法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。
　また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。

○　このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。
　この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

○　なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。

○　いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていきたいと考えている。

法の対象となる生活困窮者とは

○ 法の対象者は、生活保護受給者以外の生活困窮者です。
○ 失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者・・・さまざまな人たちが考えられ、こうした複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちへの対応が重要です。
※ 住居確保給付金や就労準備支援事業等には所得や資産の要件が設けられます。一方、自立相談支援事業では、相談に来られた方を広く受け止めることが重要です。

ニーズはどの地域にも存在します～秋田県藤里町の取組

○ 秋田県の最北端に位置する藤里町は人口3，684人（平成26年5月末現在）。

○ 小規模な自治体ですが、平成20年から町社会福祉協議会が徹底した個別訪問調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労の引きこもり113人を確認。
（これは、当時の同年代の人口1，293人のうち、約8．7%に相当）

○ 小さな自治体でも、このように地域に参加できないでいる人たちが大勢います。こうした人たちはどこの地域にも存在すると考えられ、全員が参加し生活を続けられる地域を維持していくためにも、この新制度を活用することができると思います。

○ なお、藤里町では、調査結果を受け、就労支援等のための施設を開設するとともに、引きこもりの人を一般就労に結びつける取組を推進し、効果を上げています（既に60人以上が引きこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしている）

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

○　生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要であり、また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要となる。
○　さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要となる。

連携通知（注）で示した連携の例

（注）「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成30年10月1日付け事務連絡）　等

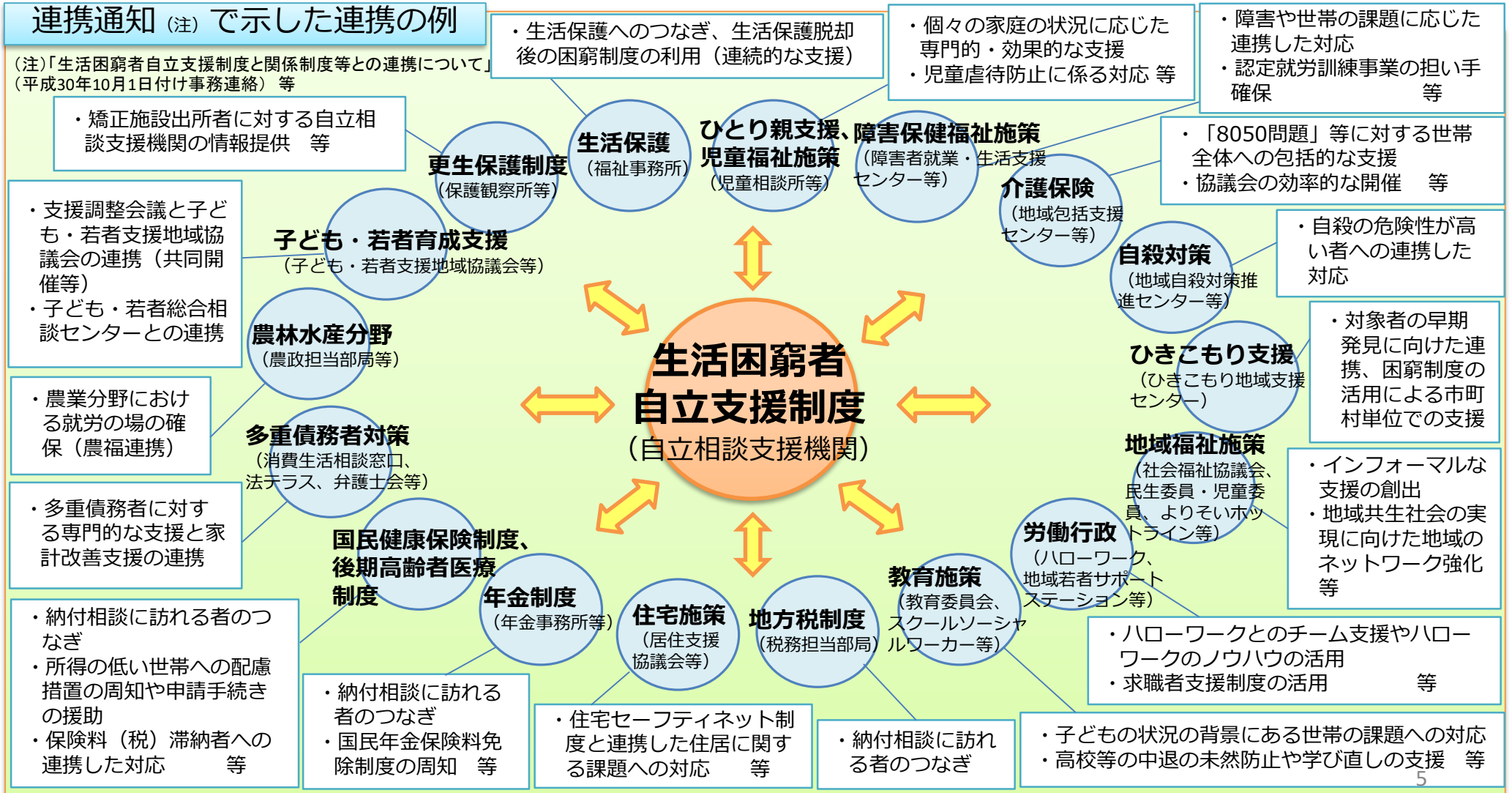

生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉
〇訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
〇生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
〇一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成
〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、
自立に向けた
人的支援を
包括的に提供

本人の状況に応じた支援（※）

居住確保支援

再就職のために
居住の確保が必要な者

◆居住確保支援

〇就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた
準備が必要な者

◆就労準備支援事業

〇就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を
必要とする者

◆認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

〇直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成
（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）

就労に向けた準備が
一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

〇一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の
確保が必要な者

◆一時生活支援事業

〇住居喪失者に対し一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

家計再建支援

家計から生活
再建を考える者

◆家計改善支援事業

〇家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

子ども支援

貧困の連鎖
の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

〇生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
〇生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

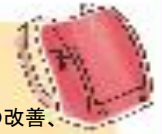

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援
◇民生委員・自治会・ボランティアなど
インフォーマルな支援

※右記は、生活困窮者自立支援法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）がある

就労に向けた支援の充実・強化

◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。

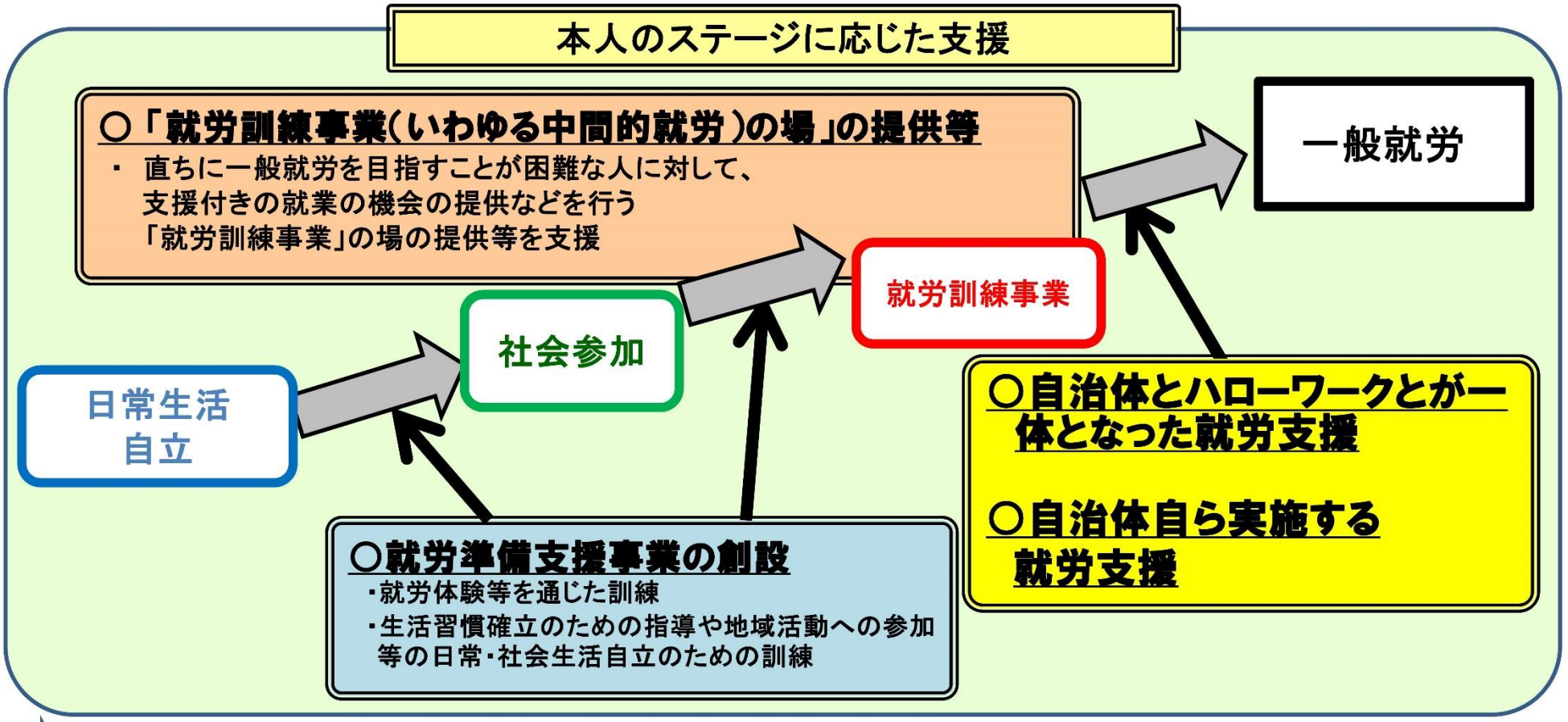

法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊感情や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

生活困窮者の状態に応じた就労支援

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	（ハローワーク） 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ　等 （自立相談支援事業の就労支援員） 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ　等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る（就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定）	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要がある者	就労訓練事業（中間的就労）	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※　自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。
　また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

就労訓練事業とは

・相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

・利用者は雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

・どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労につなげることが目標です。

就労訓練事業の支援のイメージ

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析（アセスメント）、行政による支援決定

就　労　訓　練　事　業　｜　**一　般　就　労**

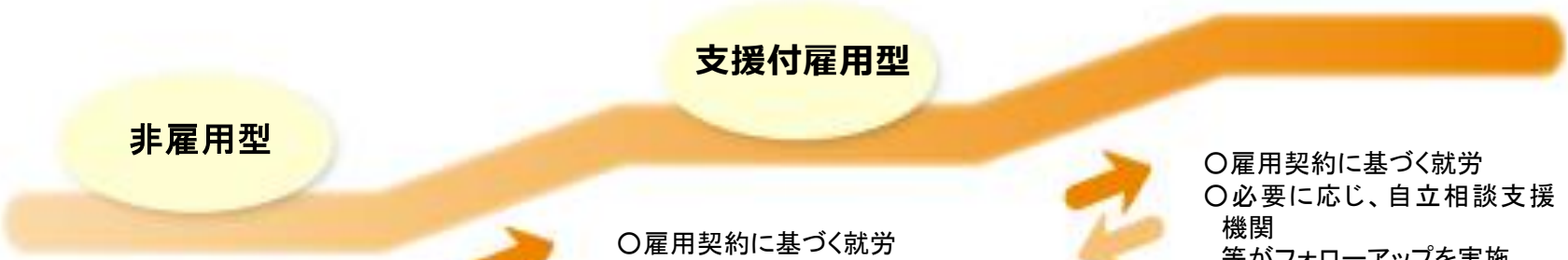

○訓練計画に基づく就労訓練
○事業主の指揮監督を受けない軽作業等
○就労支援担当者による就労支援・指導等

○雇用契約に基づく就労
○比較的軽易な作業を想定
○就労支援担当者による就労支援・指導等
○就労条件における一定の配慮（労働時間、欠勤について柔軟な対応）

○雇用契約に基づく就労
○必要に応じ、自立相談支援機関
等がフォローアップを実施

具体的にどのような支援をするのか

・例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化で時々休んでしまうという方に対しては、就労日数や一日の就労時間を短くしたり、まわりの従業員の理解を求めつつその方が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。

・あるいは、集中力が必要な複雑な仕事がまだできないという方の場合は、他の従業員の方が行っている業務のうち、その方に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にします。

・また、これとあわせ、必要に応じて、身だしなみや健康管理に関する指導やビジネスマナーやコミュニケーションに関する支援などを行います。

認定就労訓練事業所の認定状況（平成31年3月31日時点）

（１）全体状況

認定件数	1,679件
利用定員合計	4,208名

（２）ブロック別の状況（ｎ＝1,679）

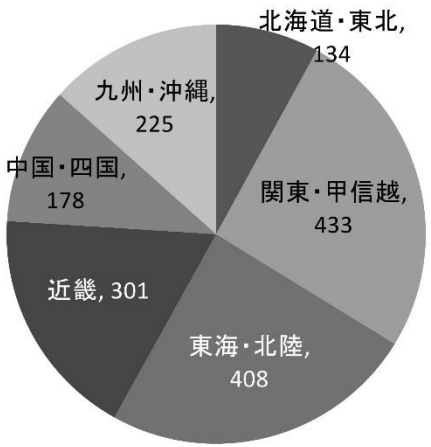

（３）認定主体別の状況（n=121自治体）

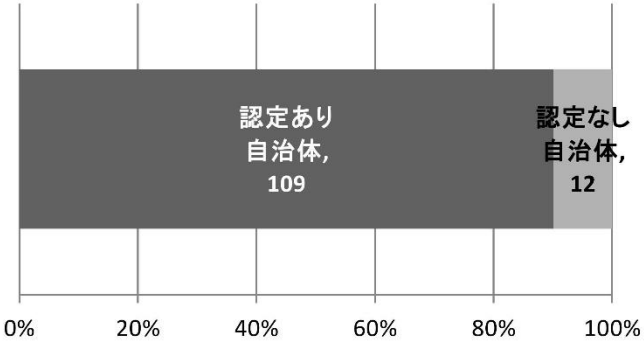

※ 認定あり109自治体の内訳：
都道府県46、指定都市18、中核市45

（４）法人種別の状況（n=1,679）

社会福祉法人（高齢者関係）	529
社会福祉法人（障害者関係）	235
社会福祉法人（保護施設）	70
社会福祉法人（児童関係）	34
社会福祉法人（その他）	108
NPO法人	185
株式会社	298
生協等協同組合	82
社団法人（公益及び一般）	28
財団法人（公益及び一般）	6
医療法人	22
その他	82

（５）予定している主な訓練内容（n=1,679：複数回答）

食品製造・加工	93
その他製造	95
クリーニング・リネンサプライ	208
農林漁業関連（加工も含む）	108
印刷関係作業	26

福祉サービスの補助作業	849
事務・情報処理	215
清掃・警備	1028
建設作業	24
その他	411

番号	法人名	事業所名	事業所所在地	訓練内容	認定自治体	認定番号	認定年月日
1	社会福祉法人足利むつみ会	社会就労センター きたざと	足利市利保町49番地の4	・組立や清掃等の軽作業 ・機密文書細断作業（車両により現地に出向いて行う作業を含む）	栃木県	0920200016	平成28(2016)年2月24日
2	社会福祉法人パステル	多機能型事業所 セルプ花	栃木県下都賀郡野木町若林443－7	・食料品の袋詰め ・パンや弁当の製造・販売 ・清掃（（車両により現地に出向いて行う作業を含む）	栃木県	0936400028	平成28(2016)年5月26日
3	社会福祉法人共生の丘	救護施設共生の杜	宇都宮市飯田町261番地	・敷地内環境整備 ・入浴支援補助 ・事務業務補助 ・その他支援員補助	宇都宮市	0920100019	平成29(2017)年7月18日
4	社会福祉法人関記念栃の木会	特別養護老人ホーム しもつけ荘	下都賀郡壬生町大字北小林812番地	・老人介護補助 ・リネン交換 ・レクリエーション補助 ・施設内の清掃　等	栃木県	0900000018	平成29(2017)年11月29日
5	社会福祉法人同愛会	コミュニティサポートセンター ひかり	宇都宮市若草4丁目20番7号	・日常生活支援及び介護の補助 ・調理補助	宇都宮市	0920100026	平成29(2017)年12月5日
6	社会福祉法人同愛会	障害者支援施設 ライキ園	塩谷郡塩谷町大字熊ノ木1057-1	・介護補助 ・環境整備 ・調理補助　等	栃木県	0900000025	平成30(2018)年2月6日
7	社会福祉法人同愛会	障害者支援施設 光輝舎	芳賀郡益子町北中1113-1	・入浴介助 ・食事介助 ・排泄介助 ・施設内清掃業務　等	栃木県	0900000032	平成30(2018)年2月6日
8	社会福祉法人同愛会	特別養護老人ホーム かねだの里	大田原市市野沢1843-1	・介護の補助 ・調理補助 ・環境整備　等	栃木県	0900000049	平成30(2018)年2月6日

番号	法人名	事業所名	事業所所在地	訓練内容	認定自治体	認定番号	認定年月日
9	社会福祉法人同愛会	特別養護老人ホーム 星の郷	塩谷郡塩谷町田所 2191-19	・要介護高齢者の生活支援 ・身体介護補助 ・生活援助補助 ・施設環境整備　等	栃木県	0900000056	平成30(2018)年2月6日
10	社会福祉法人同愛会	特別養護老人ホーム 四季の風	大田原市城山1丁目 6-19	・介護補助 ・環境整備 ・調理補助　等	栃木県	0900000063	平成30(2018)年2月6日
11	社会福祉法人 あいのかわ福祉会	障害者支援施設 那須共育学園	大田原市小滝17-18	・食事の配下膳 ・棟内清掃 ・洗濯 ・環境整備　等	栃木県	0900000070	平成30(2018)年2月6日
12	社会福祉法人 あいのかわ福祉会	かねだ保育園	大田原市中田原 1285-2	・保育補助（生活、活動支援等）	栃木県	0900000087	平成30(2018)年2月6日
13	社会福祉法人 あいのかわ福祉会	障害福祉サービス事業所 ワークス共育	那須塩原市上大貫 2028-2	・調理補助 ・パン製造補助 ・清掃 ・カフェでの接客　等	栃木県	0900000094	平成30(2018)年2月6日
14	社会福祉法人 あいのかわ福祉会	障害福祉サービス事業所 あゆも	大田原市前田261-2	・贈答用箱折り ・縫製作業 ・配膳準備　等	栃木県	0900000100	平成30(2018)年2月6日
15	社会福祉法人 すぎのこ会	障害福祉サービス事業所 みずほの家	栃木市大平町横堀 672	・障害者の作業支援補助 ・下請け作業の準備・検品 ・ペンの袋詰め作業 ・タオルの折りたたみ作業　等	栃木県	0900000117	平成31(2019)年2月21日
16	社会福祉法人 すぎのこ会	障害福祉サービス事業所 すぎのこ	栃木市岩舟町鷲巣 279-1	・障害者の作業支援補助 ・農耕作業 ・野菜栽培・樹木管理作業　等	栃木県	0900000126	平成31(2019)年2月21日

生活困窮者自立支援法による支援の効果（H27～H29）

○施行後３年間での
- 新規相談受付件数は、**約67.9万件**。
- 継続的な支援のためプランを作成した件数は、**約19.4万件**。
- 就労・増収につながった者は、**約9.3万人**。平成29年度の就労・増収率は**70%**。

○平成29年度において、継続的支援者のうち、支援期間１年間で意欲や社会参加等、家計状況、就労状況のいずれかにおいてステップアップした人は**約６割**。

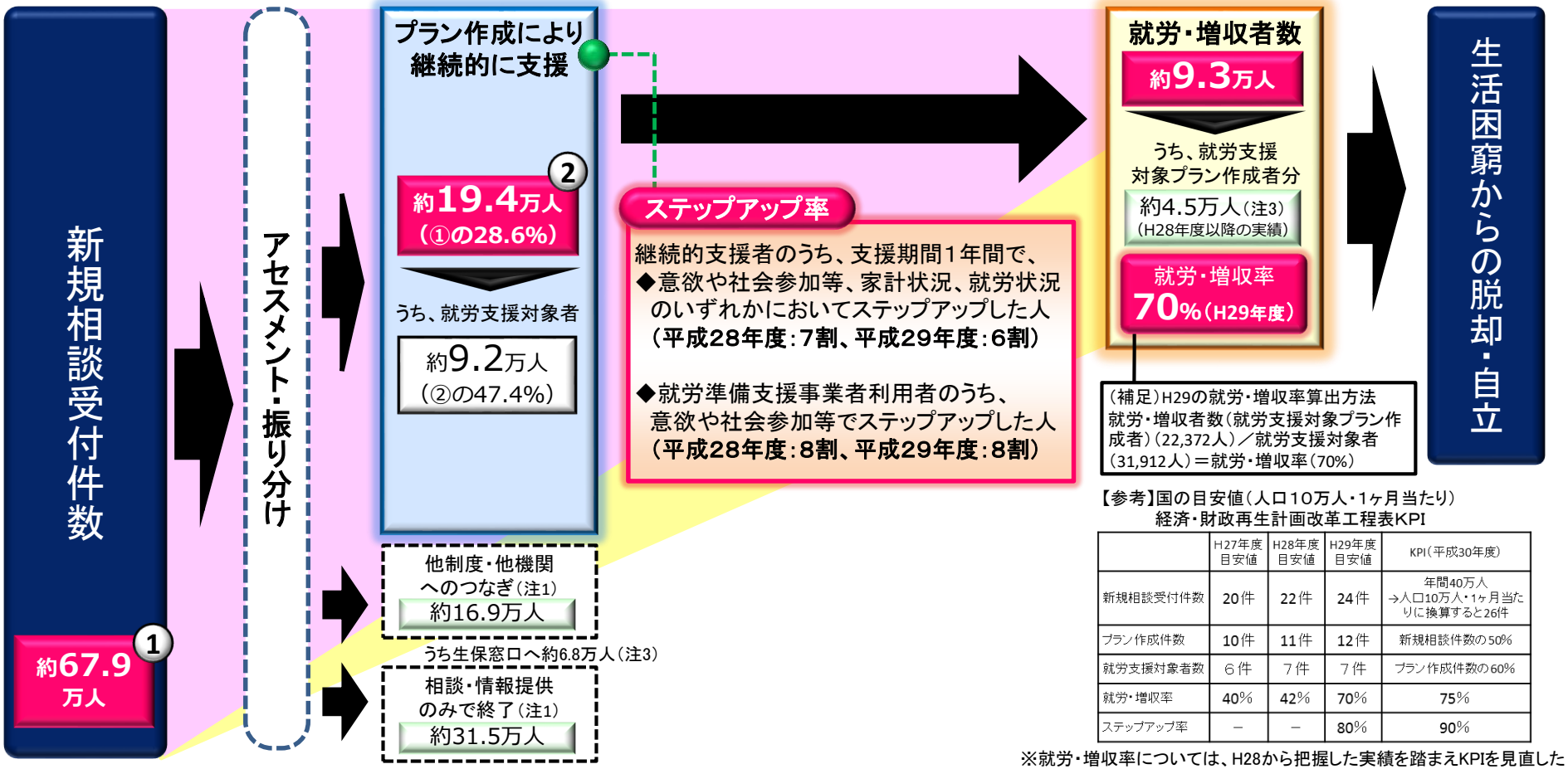

【参考】国の目安値（人口10万人・1ヶ月当たり）
経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度目安値	H28年度目安値	H29年度目安値	KPI（平成30年度）
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人→人口10万人・1ヶ月当たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	－	－	80%	90%

※就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえKPIを見直した

【注1】新たな評価指標による調査（各年度集計値）をもとに「他制度・他機関へのつなぎ」「相談・情報提供のみで終了」の占有率を算出し、生活困窮者自立支援室で推計した。
【注2】新たな評価資料による調査より、「他制度・他機関へのつなぎ」の件数うち、「福祉事務所（生活保護担当部署）」につないだ割合をもとに、生活困窮者自立支援室で推計した。
【注3】平成28年度より実績把握を開始したため、平成28年度以降の実績（合計値）となる。

新規相談者の状況（本人の抱える課題）

○　新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1．新規相談者の特性（抱える課題）

2．左の各項目の該当個数

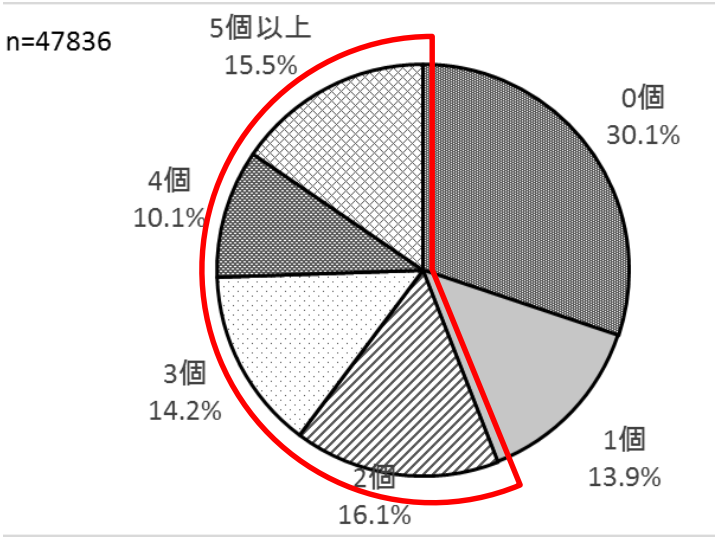

（出典）平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」（みずほ情報総研株式会社）。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

対象者が潜在している可能性！

今、なぜ就労訓練事業に取組む必要があるの？

生活困窮者のため、地域のため、自らの事業所のために、
事業の実施を考えてみませんか？

1　生活困窮者のため

2　地域のため

3　自らの事業所のため

1　生活困窮者のため

　就労は、私たちにとって、生活の糧を得る機会ですが、それだけでなく、社会参加あるいは自己実現の機会でもあります。
　生活困窮者の生活を安定させ、再び社会の中で居場所を見つけてもらうためにも、就労の機会の確保は非常に重要です。

●就労は、経済的な自立に資するばかりではなく、日々の生活のリズムを整え、また、社会の中での役割を得つつ、成長するための機会でもあります。特に、生活困窮者の中には、地域社会の中で孤立している方が多くいらっしゃり、再び社会とのつながりをつくっていくことが自立に向けて不可欠です。

●生活困窮者は、一人ひとりが様々な困難を抱えていて、それぞれが目指す自立のかたちも異なりますが、就労が可能な方については、地域において就労できるよう支援をしていくことが大切です。

２　地域のため

労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、
「社会の支え手」を一人でも多く増やしていかなければなりません。

- 人口約3,600人のある町で、調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労のひきこもり113人の存在が確認されました。これは、その自治体の同年代の人口の約8.7%に相当するとのことです。
- この調査結果を受け、町では、ひきこもりの方々に対するきめ細かな就労支援を行い、既に60人以上がひきこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしています。
- この町で起きていたことは、どの地域においても起こりうるのではないでしょうか。人口減少の中で地域や地域経済を維持するためにも、地域を挙げてこの問題に取り組むことが必要です。

３　自らの事業所のため

生活困窮者を受け入れ、誰にとっても働きやすい職場環境をつくることは、業務の効率化だけでなく、職場定着や人材育成にもつながります。

- 働く上で様々な配慮をしなければならない方を受け入れれば、最初はいろいろな苦労があるかもしれません。
- しかしながら、その苦労を乗り越える過程で、例えば、業務分解等により事業所全体の作業効率が改善される、あるいは、従業員一人ひとりが抱える事情に配慮することができるよう職場環境を改善することで、従業員の定着率が高まり人材育成にもつながることが期待されます。
- なお、生活困窮者を受け入れた就労訓練事業者が一人で悩むことがないよう、事業開始後は、自立相談支援機関がフォローを行います。

業務分解について

就労を希望する人と業務をスムースにマッチングするための手法として「業務分解」という手法があります。

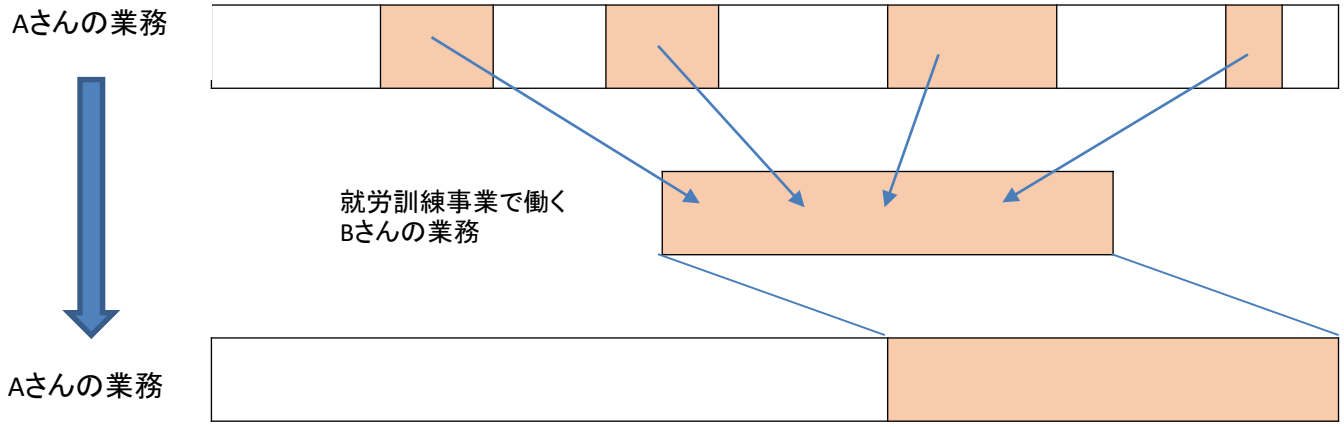

【業務分解の効果】

・業務分解を行うことで、業務全体が整理され、客観的に業務内容をみることができます。

・就労訓練事業の受入れのためだけではなく、日頃の仕事内容の見直しや効率化、標準化ができます。

生活困窮者自立支援法の一部改正(H30.10.1施行)に伴う認定就労訓練事業所の認定に関する手続きの簡素化について

【手続きに係る見直し事項】

○ 同一法人が複数の事業所において認定訓練事業を実施する場合において、同一都道府県内(※)にある事業所については、複数の事業所をまとめて申請することを可能とする。

※ 政令市、中核市については、各々認定権限を有しているため、同一都道府県内にあっても事業所の所在地が異なる場合は、事業所毎に各々の自治体に申請することとなる。

○ 市等を経由して申請することを可能とする。

※ 認定権限を有するのは従来どおり都道府県、政令市、中核市のみ。

【申請書に添付する書類(厚生労働省社会・援護局長が定める書類)の簡素化】

○ 全ての法人について、下記書類の添付は要さないこととする。

・就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類

※ 誓約書において、情報の公開について必要な措置を講じる旨記載(従来と同様の扱い)

・非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料

※ 誓約書において、利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じる旨記載。(従来と同様の扱い)

○ 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、下記書類については添付を要さないこととする。

・就労訓練事業を行う者の登記事項証明書

・平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類

・就労訓練事業を行う者の役員名簿

事業を開始するまでの流れ

●就労訓練事業を行うに当たっては、その所在地を管轄する栃木県知事（宇都宮市に所在する場合は宇都宮市長）の認定を受けることが必要です。

●認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して事業所所在地の福祉事務所又は県保健福祉課（宇都宮市に所在する場合は宇都宮市社会福祉事務所）に提出します。申請後の一連の流れは次のとおりです。なお、申請の詳細は自治体までお問い合わせください。

申請 → 審査 → 認定 → 自立相談支援機関からのあっせん → 事業開始

認定基準の内容

（1）認定訓練事業者に関する要件
（2）就労等の支援に関する要件
（3）安全衛生に関する要件
（4）災害補償に関する要件

（1）就労訓練事業者に関する要件

❶ 法人格を有すること。

❷ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

❸ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

❹ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

❺ 次のいずれにも該当しない者であること。

ⓐ 生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ⓘ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ⓤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者　等

（2）就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

❶ ❷に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る**責任者を配置する**こと。

❷ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

㋐ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の**支援に関する計画を策定する**こと。

㋑ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の**状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う**こと。

㋒ 自立相談支援機関その他の**関係者と連絡調整を行う**こと。

㋓ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について**必要な措置を講じる**こと。

（3）安全衛生に関する要件

非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

（4）災害補償に関する要件

非雇用型の利用者が就労訓練事業において災害を被った場合の補償のために、必要な措置を講じること。

参議院厚生労働委員会附帯決議～抜粋～
（平成30年5月31日）

１～４ （略）

５　支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等のの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

６～１４ （略）

（12）認定就労訓練事業の優先発注の努力義務の新設

改正後の生活困窮者自立支援法（改正部分は下線）

第十六条　（略）
2・3　（略）
4　国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

認定就労訓練事業の優先発注の努力義務の新設

■ 改正の趣旨

- 認定就労訓練事業で行っている、いわゆる「中間的就労」については、様々な課題を抱える生活困窮者の“出口”として期待が寄せられている。
- しかしながら、その認定数が伸び悩んでいること、また、事業所が生活困窮者の生活圏内にあることも継続的な訓練を行う際には重要であることから、全国的な認定数の増加に向けて取り組む必要がある。
- そのための方策の一つとして、本法案では、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務を創設。
- これにより、当該事業所の安定経営に資することとなり、認定を受けるインセンティブとなりうる。

今後の対応

- 今回の努力義務の創設を契機として、自治体に対し、自治体の取組事例と併せて、認定就労訓練事業を行う事業所に関する優先発注を促すとともに、他の先進的な取組事例の収集を図るなどして優先発注の効果的な活用方策を研究、促進。
- 併せて、以下のような申請手続きにおける運用面の見直しを検討。
  - 一般市が認定の手続に関われるような仕組み（一般市が申請窓口となることができるなど）
  - （現行、事業所単位での申請のみであるが、）法人単位での申請を認めること　等

認定就労訓練事業者に対する支援について

○　認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

1．税制上の措置について

○ 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、政府・与党内で議論を行った結果、今般、平成27年度税制改正の大綱が以下のとおり取りまとめられた。

税　目	平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）（抄）
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置（登録免許税法別表第三）を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※　固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、今後、法令改正に向け検討されるが、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等は対象となる見込み。

※　認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

2．立ち上げ支援、優先発注について

○ 生活困窮者自立支援法の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。

○ 地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の追加を検討。

3．その他

○ 「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）事例集」の第2版を作成予定（省令公布後速やかに）。

○　就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成予定（省令公布後速やかに）。

就労訓練事業所認定申請について

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（則様式第２号。以下、本章において「申請書」という。）に、②に掲げる種類を添えて、管轄都道府県知事等に提出しなければならない（生活困窮者自立支援法施行規則第20条）。

① 申請書の記載事項

（ア）就労訓練事業を行う者（**申請者**）**の名称**
（イ）就労訓練事業を行う者の**主たる事務所の所在地、連絡先**
（ウ）就労訓練事業を行う者の**法人の種別、所轄庁**
（エ）就労訓練事業を行う者の**法人の代表者の氏名**
（オ）就労訓練事業が行われる**事業所の名称**
（カ）就労訓練事業が行われる**事業所の所在地、連絡先**
（キ）就労訓練事業が行われる**事業所の責任者の氏名**
（ク）就労訓練事業の**定員の数**
（ケ）就労訓練事業の**内容**
（コ）就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る**責任者の氏名**

就労訓練事業所認定申請について

② 申請書に添付する書類【則第20 条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類】

（ア）就労訓練事業を行う者の**登記事項証明書**

（イ）平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの**事業の運営体制に関する書類**、貸借対照表や収支計算書のなど法人の**財政的基盤に関する書類**

（ウ）就労訓練事業を行う者の**役員名簿**

（エ）「誓約書」（様式１）

（オ）その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

※ 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、基本的に（エ）のみの添付で可。

よくある質問　Q & A

Q1. 就労訓練事業者に対する支援は？

A1　就労訓練事業は、民間事業者の自主事業であり、また、自立的な実施を促す観点から、運営費について自治体から補助を行うことはありません。

ただし、固定資産税や不動産取得税等の非課税措置（１／２）、事業立ち上げ時の経費の補助、自治体による商品等の優先発注、研修の実施などのノウハウ提供等の支援が総合的に実施されます。

また、就労開始後も事業者に任せっきりにするのではなく、自立相談支援機関がしっかりフォローしますので、ご安心ください。

※固定資産税、不動産取得税の非課税措置については、社会福祉法人や消費生活協同組合など（NPO法人、株式会社は含まれません。）が10名以上の生活困窮者を受け入れ、第2種社会福祉事業として実施する場合に限られます。

※支援の内容は地域によって異なりますので、自治体にお問い合わせください。

よくある質問　Q & A

Q2.　利用者の受け入れ期間に制限はありますか？

A2　利用者の受け入れ期間については、特段制限はありません。利用者が、その意欲や能力等に応じて常に適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型、一般就労とステップアップしていけるよう、自立相談支援機関と連携しつつ、支援を行います。

よくある質問　Q & A

Q3.　非雇用型の利用者について気をつけなければならないこと

A3　非雇用型の利用者は、あくまで訓練として就労を行うことから、雇用契約を締結した上で働く一般の従業員とは異なり、所定の作業日や作業時間に作業に従事するかどうかは利用者の自由に委ねるなどの取扱いが必要です。

また、非雇用型の利用者に関しては、労働基準関係法令の適用はありませんが、一般の従業員に関する取扱いも踏まえ、作業の際の安全の確保に十分に配慮する、万が一、災害が起こった場合に備えて保険に加入しておくなどの対応が必要です。

さらに、非雇用型の就労のインセンティブを高めるという観点から、工賃を支払うことをご検討いただきたいと考えています。

なお、以上についての詳細は、「ガイドライン」が作成されていますので、ご確認ください。

よくある質問　Q & A

Q4.　事業の実施に当たって事業所内でどのような支援体制を整備しなければなりませんか？

A4　就労訓練事業を行う際は、支援の担当者（就労支援担当者）を1名以上配置していただく必要があります。この就労支援担当者は、必ずしも専任である必要はなく、他の業務も兼務することが可能です。

就労支援担当者は、支援に関する計画の作成や利用者が就労する上での助言指導、他の従業員に対する普及啓発、自立相談支援機関との調整などを行います。

就労訓練事業の認定申請等に関する問い合わせ先

◆宇都宮市以外の事業所の場合

栃木県保健福祉部保健福祉課　生活保護担当

〒321-8501栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話番号：028-623-3032

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/seikatusienn.html

◆宇都宮市内の事業所の場合

宇都宮市保健福祉部生活福祉第２課　保護第４グループ

〒320-8540宇都宮市旭1-1-5

電話番号：028-632-2876

https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/shakaifukushihoujin/joho/1007161.html

ご静聴ありがとうございました。